



令和8年度大阪狭山市放課後児童支援員補助員募集要項【随時募集／新規用】

大阪狭山市教育委員会事務局
こども政策部こども育成グループ

◎放課後児童支援員補助員【会計年度任用職員】を次のとおり募集します。

1 募集職種及び募集人数

職種	人数
放課後児童支援員補助員	4名程度

2 応募資格

令和8年4月1日現在、満18歳以上の人で、小学1~6年生までの児童の健全育成に関心のある人（但し、高校生は除く）。

（※なお、特定性犯罪の前科がないことを条件として求める。別紙【特記事項】を参照）

3 勤務条件等

（1）勤務場所

西放課後児童会（市立西小学校内）南海高野線金剛駅よりバス5分

南第一放課後児童会（市立南第一小学校内）南海高野線金剛駅よりバス10分

南第二放課後児童会（市立南第二小学校内）南海高野線金剛駅よりバス20分

南第三放課後児童会（市立南第三小学校内）南海高野線金剛駅よりバス10分、徒歩10分

第七放課後児童会（市立第七小学校内）南海高野線金剛駅より徒歩20分

（2）勤務内容

放課後児童支援員を補助する。

（※放課後児童支援員が行う児童の安全確保及び遊びや生活の指導などを補助する。）

（3）報酬 [※下記、基本報酬時間額は、年度途中で改定する場合があります。]

時間額 1,359円

※その他、必要に応じて超過勤務手当相当額の支給があります。

※条件に応じて交通費の支給があります。

※社会保険の適用はありません。

※年次有給休暇・特別休暇・健康診断・研修制度があり、非常勤職員労働者災害補償保険に加入。

※報酬額は、規則で規定された給料表の号級を勤務時間に応じて割り落とした金額です。

（4）勤務日等

【週の所定労働時間 15.5 時間程度】

- ・月曜日から土曜日のうち週3日から週4日程度のローテーション。
- ・春休み・夏休み・冬休みの学校休業期間は週の労働時間に変動があります。
- ・日曜日及び祝日・お盆（8月13日から15日）・年末年始（12月29日から1月4日）は放課後児童会が休会のため勤務はありません。

[裏面に続く]

(5) 基本的な勤務時間

- ・授業終了時刻の30分前から午後7時まで
※授業終了時刻が午後1時30分以降の場合は、午後1時から午後7時までの勤務となります。
- ・学校休業日は午前7時45分から午後7時まで（土曜日は午後6時まで）
時間差出勤があります。
児童の帰宅状況により午後6時までに勤務が終了する場合があります。
必要に応じて休憩時間があります。

(6) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 応募手続

(1) 受付期間

随時受付

（※土・日曜日・祝日を除く。）

○窓口提出：平日は午前9時から午後5時30分まで

○郵送提出可

(2) 提出書類

①別紙『令和8年度大阪狭山市放課後児童支援員補助員応募用紙』、または
市販の履歴書

※提出書類は返還しません。

※市販の履歴書で提出する場合は、必ず応募区分を明記してください。

②誓約書

(3) 提出先

大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども育成グループ

（市役所1階：11番窓口） 〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

5 選考方法

書類選考、面接

○面接の日時、会場については応募者に直接お知らせします。

※郵送の場合は、日程を電話で連絡・調整させていただきます。

6 選考結果

全受験者に対し合否に関わらず文書で通知します。

【問い合わせ】

大阪狭山市教育委員会事務局 こども政策部 こども育成グループ

電話：072-360-4531

特記事項

本市は、放課後児童健全育成事業について、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。

本市が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
 - 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十五条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による

改正前の刑法第二百四十二条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。) は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号又及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。